

第10回代表委員会 議事録

於 視聴覚室

日 時 令和7年10月9日（木）

予定日時 12時30分～13時00分（30分）

実際日時 12時36分～12時52分（16分）

進 行 渡邊功輔（代表委員会議長）

開会

日程1 議案1 通常議案 議案提出者：代表委員長 岡田岳樹	
代表委員会事務局規程等の一部を改正する規程案	
説明	
話者	内容
代表委員長 岡田	資料の通り、代表委員会事務局規程等の一部を改正する規定案を提出する。
質疑応答	
予定時間 12時37分～12時41分（4分）	
実際時間 12時37分～12時40分（3分）	
話者	内容
高1B 松本	（代表委員会事務局PC管理規程第十二条に関して）改正に際して、計上範囲が拡大しているように見えるが、これは昨年度の教師会による特別予算申請の拒否を踏まえたもので、Wi-Fiの新しい導入ではなく他の通信方法を考えているということか。
（代表委員長岡田により代表委員会事務局広報今野（規程案調整者）の参考人招致が求められ、議長が許可し、今野が応じる）	
代表委員会広報 今野 (規程案調整者)	教師会は関係ない。また、費用がかかるのはプロバイダへの契約料金に対してであり、ルーターからインターネットを飛ばす技術であるWi-Fiに対してではないため、実情に合わせて変更した次第である。
採決と結果	
簡易採決	

武藏高等学校中学校 令和7年度代表委員会

異議者なし →可決

日程2 議案2 通常議案 議案提出者：代表委員長 岡田岳樹	
代表委員会細則の一部を改正する細則案および 代表委員会事務局規程の一部を改正する規程案	
説明	
話者	内容
代表委員長 岡田	現在事務局にある校友会団体活動支援特命担当という役職に関して、業務内容が幅広いこと・毎年のように設置されている役職であること・今後も必要になることが間違いないことを鑑み、その常設化を明記した両案を提出する。
質疑応答	
予定時間 12時41分～12時45分 (4分)	
実際時間 12時41分～12時45分 (4分)	
話者	内容
主務会 池上	校友会団体活動支援特命担当は昨年度から設置されていると承知しているが、本議案を提出するに至ったのは、本人からの要求があったからか、それとも代表委員長の独断であるか。
代表委員長 岡田	校友会団体活動支援特命担当は私の認識では一昨年度から設置されており、そのうえで、私が必要であると判断した。
高1B 松本	常設化の意義はいかなるものか。実態が変わらないなら、常設化せず、来年度以降の事務局の柔軟さを残した方がよいのではないか。
代表委員長 岡田	特命担当と名の付く役職は、年度ごとに必要であると判断された1年限りのものであるが、校友会団体活動支援特命担当に関しては毎年のように固定業務がきており、また、代表委員会事務局は校友会を支援しなければならないという原則に基づいているため、常設化する理由に足ると考える。
採決と結果	
簡易採決	
異議者なし →可決	

日程3 議案3 通常議案 議案提出者：代表委員長 岡田岳樹	
代表委員会規約改正専門委員会の設立について	
説明	

武蔵高等学校中学校 令和7年度代表委員会

話者	内容
代表委員長 岡田	一昨年度および昨年度に引き続き、校友会規約をはじめとした重要な規約規程等に関する改正の審議を行うことが予想されるため、規約改正専門委員会を設置する。
質疑応答	
予定時間	12時47分～12時52分 (5分)
実際時間	12時47分～12時50分 (3分)
話者	内容
高1B 松本	規約改正専門委員会を設置することで、具体的に何を目指しているのか。
代表委員長 岡田	様々なことに関して議論することで、存在するであろう規約等の穴をなくし、それらを強化していくことが基本的な意図である。
採決と結果	
簡易採決	
異議者なし →可決	

散会

武藏高等学校中学校 令和7年度代表委員会

文字起こし

渡邊

はい、それでは、定足数に達したとのことなので、これより、第10回代表委員会を開催いたします。はいそれでは、議案1、日程第1、議案1、代表委員会事務局規程等の一部を改正する規程案の提出について、岡田代表委員長お願いします。

岡田

はいここにちはようろしくお願いします。議案1ですね事務局規程等の一部を改正するきえ、規程等の提出について、議案1「A45」と書かれている資料を、ご覧ください。はい、基本的に書かれている通りなんすけれども、そうですね、特に私から、何か言うことはございませんので、審議、入らせていただいたらと思います。

渡邊

はい、それではこれより質疑応答に移ります。本議案の質疑応答の時間を、12時41分までといたします。それでは質疑のある方挙手をお願いします。それでは手前の方。

松本

はい高校1年松本岳大です。PC管理規程、第二条キ号の、改正に関する、ところで1つ確認なんですが、Wi-Fiというものがインターネットに変わっていたりと、要は、拡大解釈、拡大解釈ではないけど、要は、内容が拡大しているように思うんですが、実際今Wi-Fiが壊れて、昨年度、特別予算申請を代表委員会は通過したものの、教師会で壊れて、今も通信上、通信環境がないという状態に陥っていますが、この改正に関しては、Wi-Fiを、新しく導入するのではなく他の通信方法を代表委員会室に導入するということを考えているということでしょうか。

岡田

じゃあ、そうですね、私からではなくてちょっとこの議案については、より詳しいであろう今野君から説明を、頼むということでよろしいですか議長。

渡邊

はい、それでは参考人招致を認めます。

今野

こんにちは代表委員会事務局の今野です。これを何で改正したかというと別に、教師会が云々というわけではなく、Wi-Fiを使用というの、Wi-Fiってそもそも何なんだろうっていう話になって、Wi-Fiというのは別に無線の、インターネットを飛ばす技術であって、Wi-Fi自身に金がかかるわけではないというか、ルーターから電波を出す部分って別にタダなので、ちょっと、金がかかるのは、インターネット、要するに世の中のインターネットに使う、auみたいな何やら契約する金、、に金がかかるのあって、Wi-Fiの通用自体には金がかかるないので、実情にあわせて、変えただけです。

渡邊

はい、それでは他に質疑がある方挙手をお願いします。はい、それではいらっしゃらないものと認めますので、これより、採決に移ります。本議案通常議案で、簡易再決を行います。本議案に、可決するにご異議のある方はいらっしゃいませんか。ご異議なしと認めますので、本議案は可決されました。はい、それでは続いて、日程第2、議案2、代表委員会細則の一部を改正する細則案および、代表委員会事務局規程の一部を改正する規程案の提出について、岡田代表委員長お願いします。

岡田

はい、そうですね議案2の方の資料を、見ていただいたらわかるとおりですね、現在事務局員には、校友会団体活動支援特命担当という役職が、設置してございます。そちらを、常設化をしようと、ということですね。毎年、業務の内容についても、幅広く、ございますし、それから毎年のように設置されている役職、であることから、これが今後も、とも必要になるであることは間違いない、という風に考えて、こちらですね、細則および規程でですね、どちらにも、校友会団体支援の、活動、それから役職を明記したという次第でございます。

渡邊

はい、それでは、質疑応答に移ります。本議案に閑しまして、質疑応答の時間を、12時45分までといたします。それでは質疑のある方は挙手をお願いします。奥の方どうぞ。

池上

主務会代表委員の池上です。校友会支援、おそらく昨年度から導入されたものと承知していますが、こちらの常設化に関して、この、校友会支援特命担当本人からの、要求があつて設置するのかそれとも、代表委員長の独断で、本議案を出したのかについてお伺いしたいと思います。

岡田

そうですね校友会団体支援については、私の認識では、一昨年度から、設置されている役職と、認識をしております。そのうえで、こちらについては、私が必要と認めて、設置するように議案を提出した次第でございます。

渡邊

はい、他に質疑のある方はいらっしゃいますか。それでは、手前の方。

松本

はい、高校1年松本岳大です。校友会団体支援を、常設化するということですが、現状今、特命担当ということで、設けていますが、それを常設化する意味は、何なんでしょうか。特に常設化しても、何も実態が変わらないのであれば、特命担当のまま残しておいて、来年以降の代表委員会事務局の柔軟さを残しておいた方がいいんじゃないかなと思うんですがどうなのでしょうか。

岡田

特命担当についてはですね、今様々な特命担当が、ございまして、現在代表委員会事務局に設置されているのは、議場改革、それから、校友会団体支援というものです。で、それそれなんで特命担当を設置するかというの、これは明確に、明確に、規約に、何か書いてあるわけじゃないんですけれども代表委員長としては、代々ですね、その年にやりたいこと必要なことをというものを、設置していく、例えば公約にあったもので実現したいからそのための特命担当を設置しようかと。そういう1年限りも

のを、ですね、特命担当と言ういうことが、基本的な、事実でございます。で、その上でですね、特命担当というものを、設置するか否かっていうのは、その、要は業務内容が、本当に必要なかどうかを例年ですね、チェックをして、そのうえで、自分が何か付け替えるものなどがあれば付け替えるということ、になるんですけども、校友会支援という、基本的なことはですね代表委員会事務局が基本的にはずとやらん、やらなければならぬことで、あります。で、今まではもしかしたらそうですね、一昨年度以前のこととは知らないんですけども、もしかしたら代表委員長とか、会計とか、そこらへんの役職が、適当にやっていたという節もあるかもしれません。で、そこに関してはやはり、この、代表委員会事務局の、業務内容というものがですね、基本的に校友会を支援しなければならないという、原則に基づいていることであるから、これはやはりうやむやにしてはいけないなというふうには感じております。そして毎年のようにきょ、固定業務もできている状況でありますから、これは常設化するに足る理由があると、いうふうに考えています。そのことによって、明文化されまくらね役職として。ですから今後も、こういう役職が必要なんだということが、全ての、そうですね、代表委員会あるいは代表委員会事務局員にも、よく理解、できるような、状況になるのかなというふうに、考えております。

渡邊

はい、それでは、質疑応答を終了し、採決に移ります。本議案も先ほどと同じように、簡易採決をもって、採決を行います。はい、それでは採決を行います。本議案を、可決するに、ご異議のある方はいらっしゃいませんか。ご異議ないものと認めますので、本議案は、可決されました。統いて、日程第3、議案3、代表委員会、規約改正専門委員会の設置について、岡田代表委員長お願いします。

岡田

はい、代表委員会規約改正専門委員会、一昨年度昨年度と、設立されたものがございます。それぞれ、校友会規約をはじめとした重要な規約規程等に関しての改正の審議を行ってまいりました。今年も、そのようなことを、をすることが、予想されますので、現在からでもということで、規約改正専門委員会を、設置するという次第でございます。詳細は、紙の、通りです。

渡邊

はい、すみません奥の方、議場内でのお食事は、ご遠慮ください。あ、そちらの方。お食事はおやめください。お願いします。一応視聴覚室、飲食、確かNGだったと思うので。昼休みで、おなか空いてるとは思いますが、お食事は、ご遠慮ください。はい、それでは、質疑応答に移ります。本議案に閑しまして、質疑応答の時間を12時52分までといたします。それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。それでは、手前の方、どうぞ。

松本

はい、高校1年松本岳大です。規約改正専門委員会が、一昨年から、あると思うんですが。一昨年から、島田代表委員長、の手によって、だいぶ抜本的な改革はなされた、と承知しています。で、昨年度は、鬼頭規約改正、特命担当だっただけ?じゃない、まあ鬼頭さんの手によって、細々とした文言が、より良いものに、直されていて、今後の規約になっていると、承知していますが、なんかこの、今年、目指している。抜本的改革の、具体的に何を指しているのでしょうか。今年はちょっと、ガサキさん^{※元第69回強運大会委員長内ヶ崎氏を指す}のだい、の反乱もありましたから、そのような事態が起ったことに、への、将来の対応とかも検討には入ると思うんですが、具体的に、何を、目指して、今年も引き続き設置するのかちょっとお尋ねしたいです。

岡田

はい。そうですね。議場内の飲食ってダメだったんだっけここ。視聴覚がダメなの、あそうなんだ。なんか、でもちょっと、お腹空いてたりするかもしれないから、そこは。いや、それは議長の裁量なんで私からはなに特に、といふことはないんですけどはい、質問についてですね。そうですね、さ、一昨年度から、委員ご指摘の通りですね、規約改正専門委員会というものが設置されてきて、様々な、ことがやられてきました。例えば、昨年といえば、生徒会とかもですね、あたたいう風に、認識をしておりますけれども、今回の、理由、特に、例えば、些細な事、文、文、文章の、ニュアンスを変えるとかそういうものも含まれるんですけれども、先ほど松本委員がおっしゃったようにですね、特に今回その、強歩大会、等について、規約の穴というのを見られた。ということでもございます。例えば、バート長、じゃあ、本当に何もなしに任命していいのかとか、そういうところについては、もちろん議論が必要でもありますし、やはり、そういうところに穴があったから、乱用、職権乱用をされてしまうという危険性があるということは、私、としても、ですね、事務局としても十分に認識をしたところでございます。ですから、そこを、それだけではないんですけれども、そのような、もしかしたら規約の穴があるかもしれないですし、まだもちろん、学校で作られている、生徒自治の規約ですから穴というものは十分に、認識できる、のではないかなという風に思っております。そこを何かじやあ今具体的にどう、という風に、申し述べるわけではございませんけれども、こちらは、専門委員会を設置することによってですね、すべて、一つとつまではいかなくとも、様々なことを議論できるかなというふうに思います。その意味でもやっぱり、規約を強化していくという、その姿勢、をですね、しっかり追求していくというのは、我々としても非常に重要なことだと考えておりますので、こちらについては、抜本的改革ということをございますが、とにかく規約を強化してこうと、穴をなくしていこう、そういうことが、基本的な、意図になっているかと、いう風に私は考えております。はい、で、大丈夫?以上です。

渡邊

はい、他に、質疑のある方はいらっしゃいますか。はい、いらっしゃらないものと認めますので、これより採決に移ります。本件に関して、先ほどと同じように、簡易採決をもって、採決を行います。それでは、採決を行います。本議案を、可決するに、ご異議のある方はいらっしゃいませんか。異議ないものと認めますので、本議案は可決されました。はい、それでは、事務局広報の、今野君より、お話しがあることなので、今野君どうぞ。

今野

こんにちは。事務局広報の今野です。議案3の資料にもあった通り、専門、代表委員会規約専門委員会の専門委員は、参加を希望する代表委員となりますので、参加を希望、参加希望をどうにかして取らなきゃいけないんですけど、今後、代表委員の皆さんのメールアドレスに、メールアドレスかなんかで、何かしら連絡をしますので、参加を希望する場合は、そのメールのメールかなかの内容に従って、参加の希望を表明いただくようにお願いいたします。以上です。

渡邊

はい、それでは、これにて、本日の代表委員会の、すべての日程が終了いたしました。忘れ物をしない

武藏高等学校中学校 令和7年度代表委員会

ように、椅子をしまって、教室に、お戻りください。お疲れさまでした。来週も、やるっぽいので、皆さん、あで火曜日には事前審議会を行うとのことですので、火曜と木曜日、昼休みありますので、ご参

加いただくようお願いします。